

農業農村整備事業品質確保推進事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年度から施行され、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと規定された。
- (2) 具体的には、本法において、これを適正に推進していくため、民間事業者の能力を適切に評価し、入札及び契約に適切に反映させるとともに、民間事業者の技術提案及び創意工夫の積極的な活用を図ること等としている。
- (3) 一方、農業農村整備事業では、価格以外の要素を落札基準に加味した審査方式を早急に整備する必要があるが、そのノウハウが蓄積されておらず、十分な体制が整備されていないこと、また、民間からの技術提案の積極的な活用を行うこととしているものの、昨今の技術の進歩が著しいこと等により、都道府県等においては、民間から提案された技術の審査体制が十分とはいえない状況にある。
- (4) このため、技術力評価の審査基準、評価の基礎となる企業データベースの整備等を行うとともに、都道府県等の農業農村整備事業に携わる技術者に対し、業務報告書やVEなどにより提案された技術について、これを審査する能力向上のための研修を行い、もって、農業農村整備事業のより一層の品質確保を図るものである。

2. 事業内容等

- (1) 品質審査のためのマニュアル作成
- (2) 企業の技術力評価基準の作成と工種別企業データベースの構築
- (3) 企業評価手法等構築のための海外事例の調査と分析
- (4) 品質確保支援研修

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：団体
- (2) 補助率：定額
- (3) 事業実施期間：平成18年度～平成22年度

4. 平成18年度概算決定額

48,839 (-)千円

【担当課(室)：設計課施工企画調整室】